

地域子育て支援拠点愛らんど事業者選定プロポーザルに係る質問に対する回答

案件①：地域子育て支援拠点「愛らんど追浜」運営業務委託 案件②：地域子育て支援拠点「愛らんど田浦」運営業務委託、

案件③：地域子育て支援拠点「愛らんど久里浜」運営業務委託 案件④：地域子育て支援拠点「愛らんど西」運営業務委託

共 通：案件①～④

No	質問案件区分	質問	回答
1	①	<p>プロポーザル実施要領について</p> <p>2ページ 「5 委託料の上限金額（1か月、非課税）」における（留意事項）について</p> <p>「本業務委託に係る予算額に減額が生じた場合には、各仕様書に示された事業規模が縮小される場合があります。」について、事業規模の縮小とは、開設日及び時間が縮小されるということでしょうか。または、業務内容が縮小されますか。もしくは、費用負担において本委託費に含まれるものの項目が縮小されますか。あるいは、その他どのような縮小となりますか。</p> <p>また、その場合には、事業規模が縮小された内容の新たな仕様書をもつての委託契約となりますか。</p> <p>その場合には、新たな仕様書は、いつ提示されますか。</p>	<p>減額となった金額により内容が異なります。そのような状況が見込まれる場合は、仕様書等速やかにお示しします。</p>
2	①	<p>プロポーザル実施要領について</p> <p>5ページ「12 1次選考『企画提案書審査』」及び7ページ「13 2次選考『競争見積もり合わせ』」について</p> <p>「審査は、地域子育て支援拠点愛らんど事業者選考職員が公正かつ厳正に行います。審査員は、参加事業者の提案を評価項目ごとに評価基準に基づき採点します。」について、「選考職員」と「審査員」は同じ意味、同一の方を示しているのでしょうか。</p> <p>2次選考については1次選考と同じ審査員によるものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1次選考の地域子育て支援拠点愛らんど事業者選考職員が審査員として審査を行います。</p> <p>2次選考は見積合わせのため、審査員による審査は行いません。</p>

No	質問案件 区分	質問	回答
3	①	<p>プロポーザル実施要領について</p> <p>8ページ「14 契約の締結」について</p> <p>「契約候補者となった者は、令和7年4月9日(水)以降に、本市と随意契約を締結するものとします。」について。3ページに記載のスケジュールでは、令和7年6月頃に委託契約締結とあり、この随意契約については記載がありません。この随意契約は、どの期間の何についての契約でしょうか。</p>	<p>今回のプロポーザルの事業者選定を令和7年4月9日(水)としており、この3年間の契約として令和7年6月頃に本プロポーザルに係る契約を締結します。</p>
4	①	<p>運營業務委託仕様書について</p> <p>1ページ「4 業務内容(1) 地域子育て支援拠点事業に関する事」について</p> <p>④について、父親対象の講座を年2回以上実施するにあたり、本契約の初年度は8か月となりますが、8か月中に2回以上との理解でよろしいでしょうか。また、「申し込みは、電話、インターネットなど複数の方法により受け付けること。」とありますが、電話とインターネットは受付方法として必須との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>父親対象の親子講座は、年度(1年間)の中で年2回以上の実施となります。ご質問のあった初年度は、令和7年4月から7月までの事業者と令和7年8月以降の事業者が変わる場合も想定されます。そのため、前事業者の講座実施状況によって、実施回数が変わります。</p> <p>また、申し込み方法について、電話、インターネットによる申し込みを必須としているわけではありませんが、予約における利用者の利便性の向上や、子育て世帯が愛らんどを利用するきっかけを持っていただけるよう、複数の方法で実施することとしています。</p>
5	①	<p>運營業務委託仕様書について</p> <p>2ページ「4 業務内容(3) 地域子育て相談機関に関する事」について</p> <p>①対象者について</p> <p>本仕様書1ページ目には利用対象者について「0歳からおおむね3歳までの子ども及び保護者(保護者以外の一時的に子どもを預かっている者も利用可能とする)、妊産婦とその家族」との記載がある上で、地域子育て相談機関についての対象者を「すべての妊産婦及び子どもとその家庭」と記載しています(2ページ目)。愛らんど追浜における地域子育て相談機関としての業務は、児童福祉法による3歳から18歳までの児童とその家庭も含まれるということでしょうか。また、本仕様書では、愛らんど追浜の業務の柱は①地域子育て支援拠点②利用者支援③地域子育て相談機関ですが、あえて地域子育て相談機関の対象者を別途記載する理由があれば、業務に関わる事としてお尋ねします。</p> <p>加えて、追浜は市境が近いので、特に未就園児家庭にあつては、生活圏としての地域は市境をまたいでいるのが実情です。横浜市民についても対象となりますか。</p>	<p>地域子育て相談機関としての利用対象者はご質問の児童、家庭を含みます。仕様書で、対象者を別途記載している理由として、愛らんどは地域子育て支援拠点事業をメインにしており、新たに設置する地域子育て相談機関とは実施内容が異なるためです。</p> <p>また、利用者について、横須賀市民を限定とするものではありません。</p>

No	質問案件 区分	質問	回答
6	①	<p>運營業務委託仕様書について</p> <p>5ページ「6 費用負担」について</p> <p>本委託料に含まれるものとして、本仕様書5ページ「4 業務内容（4）その他①広報・周知活動」にあるSNS等で積極的に情報発信することについては、今回新たに業務内容に盛り込まれたものですが、必要な機器としてのスマートフォン等は委託者において備品として準備せず、受託者が本委託料より「その他業務に必要な経費」として購入するものという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>【主な既存備品一覧】について</p> <p>シュレッダーについては、現状として備わっていませんが、必要な備品として委託者において購入するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>ラミネーターについては、市の備品としては備わっていない現状です。必要な備品として委託者において購入するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>パソコンにおいては、委託者において購入したものがありますが、既存備品一覧として記載がなく、本委託料に含まれるものとして記載があります。本契約履行開始にあっては既存パソコンを委託者に返還し、受託者において本委託料をもって購入するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>SNS等の発信に必要な機器は受託者でご用意ください。</p> <p>ラミネーターについては、履行期間から使用できるよう委託者が用意します。</p> <p>パソコンについては、お見込みのとおりです。</p>
7	④	<p>子育て支援員研修を委託開始の翌年度末までに終了するようにとあるが、子育て支援員研修は、いつ頃、どのくらいの研修日程で予定しているのか。</p>	<p>神奈川県子育て支援員研修を受講していただくこととなります。</p> <p>令和7年度の日程はまだ決定されていないため、令和6年度の実績は下記のとおりです。</p> <p>利用者支援事業（基本型）：8月1回実施</p> <p>地域子育て支援拠点事業3回：11月2回、12月1回実施</p> <p>【参考】神奈川県子育て支援員研修  <a href="https://poppins-education.jp/kosodateshien_kanagawa/">https://poppins-education.jp/kosodateshien_kanagawa/</a></p>
8	④	<p>子育てアドバイザーを補助するための非常勤職員は、子育てアドバイザーに準ずる能力を有するとあるが、保育教諭の資格でもいいのか。</p>	<p>保育教諭資格保有者でかまいません。</p> <p>なお、国の地域子育て支援事業実施要綱において、事業の従事する者は、子育て支援員研修の基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の地域子育て支援拠点事業に規定する内容の研修を修了していることが望ましい（抜粋）と記載がありますので、その点ご注意ください。</p>

No	質問案件 区分	質問	回答
9	④	<p>統括責任者を子育てアドバイザーとしたいと考えているが、週30時間以上勤務とあるが、有給で休んだ場合は30時間に満たなくても良いのか？</p> <p>休憩時間、昼休みは取ってよいのか、その場合、お昼休みの間は閉めていいのか、それとも、ひとりずつ交代でとるのか</p>	<p>仕様書に記載のある週30時間以上勤務とは、所定労働時間が週30時間以上のことを指します。上記の条件であれば、有給で休み、週30時間に満たない勤務でもかまいません。</p> <p>職員の休憩時間、昼休みについては、仕様書に記載の職員配置を満たし、事業者の運用で取るようにしてください。なお、愛らんどは午前9時から午後4時までが開設時間となります。職員の休憩等による閉所はありません。</p>
10	④	<p>費用負担のところにスタッフ用非常食とあるが、親子用の非常食は用意しなくて良いのか？</p>	<p>仕様書の業務内容を踏まえ、ご判断ください。</p>
11	④	<p>来所する親子は、愛らんど室内で、おやつ・食事はとってもいいのか？</p>	<p>可能です。</p> <p>その際は、他の利用者への配慮など必要な対応をお願いします。</p>
12	共通	<p>資料名：別表「評価基準及び評価点表」</p> <p>評価項目4.留意事項「各対策等についてマニュアル等が整備されているか」について、企画提案書にマニュアルの添付は必要でしょうか。</p>	<p>必須ではありません。必要に応じて添付をしてください。</p>